## 国際関連情報 Report from CMAC and GPF

# CMAC-GPF 合同会議 (2018 年 6 月) 出席報告

### I. はじめに

2018 年 6 月 14 日及び 15 日、ロンドンにおいて、国際会計基準審議会(IASB)の資本市場諮問委員会(Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。)、世界作成者フォーラム(Global Preparers' Forum、以下「GPF」という。)の合同会議が開催された。CMAC は財務諸表利用者、GPF は財務諸表作成者の代表からなる会議で、利用者、作成者の立場から、会計基準に関わる専門的かつテクニ

カルな論点について、IASBへインプットを行うことを目的としている。CMAC、GPFとも年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回はCMAC-GPFのとの共同開催で、6月の本会議が該当する。日本からは(株)リクルートホールディングス執行役員(財務・経理・税務担当)谷口岩昭氏、日産自動車(株)経理部担当部長常原二郎氏、及び筆者が参加した。

2018 年 6 月開催の CMAC-GPF 合同会議の 議題は、図表 1 のとおりである。以下、本稿で は、その概要を報告する $^{1}$ 。

図表 1 2018 年 6 月 14 日及び 15 日開催 CMAC-GPF 合同会議議事一覧

番号	時間	議事	
	6月14日		
1	10:15-10:45	IASB 活動報告	
2	10:45-12:30	開示に関する取組み:基準レベルのレビュー	
3	13:30-15:30	基本財務諸表:トピック1 EBITDA 及び通例でない項目又は発生の頻度が低い項目に関する注記開示	
4	15:30-17:15	基本財務諸表:トピック2 財務諸表の分解表示に関する有用性の改善	
	6月15日		

<sup>1 2018</sup>年6月14日及び15日開催のCMAC-GPF合同会議の討議資料・音声ファイルは、以下で取得可能である。http://www.ifrs.org/groups/capital-markets-advisory-committee/#meetings



5	9:00-10:35	共通支配下の企業結合
6	10:35-12:10	IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」

出所: IASB

今回の合同会議では、6月14日及び15日の2日間にわたり、①IASB活動報告、②開示に関する取組み:基準レベルのレビュー、③基本財務諸表:トピック1「EBITDA及び通例でない項目又は発生の頻度が低い項目に関する注記開示」、④基本財務諸表:トピック2「財務諸表の分解表示に関する有用性の改善」、⑤共通支配下の企業結合、⑥IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」が議題であった。特に②から⑤の論点については、まずIASBスタッフによる論点解説と質疑20分、分科会45分~60分、分科会報告は初日が30分、2日目15分というフォーマットで行われた。初日は4グループ、2日目は2グループに分かれ、活発な討議が行われた。

### II. 2018 年 6 月 CMAC-GPF 合同 会議における議論概要

### 1. IASB 活動報告

本セッションは、IASB側から最近のトピックを紹介する目的で毎回行われている。今回は、①改訂版概念フレームワークの公表、②資本の特徴を有する金融商品<sup>2</sup>、③IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する適用後レビュー、④IFRS 第 8 号「事業セグメント」、⑤のれんの減損、⑥動的リスク管理(マクロヘッジ)、⑦IFRS 第 17 号「保険契約」の強制適用に向けた活動、⑧IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」及びIFRS 解釈指針委員

会の活動について簡単な報告があった。

複数の GPF 委員から IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定について、デュー・プロセスを経ずに IFRS の個別基準の解釈を変更しているように思えるとの疑問の声が挙がった。また、1 名の CMAC 委員から、企業結合により生じた耐用年数を確定できない無形資産を識別せずにのれんに含めるというボード決定に対して遺憾である旨の発言があった。

# 2. 開示に関する取組み: 基準レベルのレビュー

### 【背景と論点】

2017 年公表のディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み一開示原則」に寄せられたコメントを踏まえ、IASB は、いくつかの個別の IFRS 基準の開示に関する要求事項に的を絞ったレビューを実施することを決定した。第一段階として、IASB 自身が開示に関する要求事項を開発するに当たってのガイダンスを開発し、1、2の個別基準を選んで、当該基準の開示に関する要求事項について、同ガイダンスが有効に機能するかどうかをテストすることにした。候補として、図表2に示される9つの基準が指定された。

<sup>2</sup> 本 CMAC-GPF 会議後の 6 月 28 日、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」が公表された。コメント期限は 2019 年 1 月 7 日である。

図表 2 開示に関する取組み:レビューの対象となる基準の候補<sup>3</sup>

会計基準(IAS)	会計基準(IFRS)
IAS 第 7 号 キャッシュ・フロー計算書	IFRS 第2号 株式に 基づく報酬
IAS 第 12 号 法人所得	IFRS 第 3 号 企業結合
IAS 第 16 号 有形固定 資産	IFRS 第 8 号 ダメント
IAS 第 19 号 従業員給付	IFRS 第 13 号 公正 価値測定
IAS 第 21 号 外国為替 レート変動の影響	

出所: IASB

本セッションの分科会では、4 グループそれぞれに上記9 基準のうち 2~3 基準を割りあて、現行の開示に関する要求事項が、利用者のニーズに適合しているか、過剰な又は不必要な開示がなされていないか、作成コストを上回る情報開示のベネフィットが提供されているかといった観点から議論し、IASB がどの基準について、当該ガイダンスをテストすべきかについて検討が行われた。

### 【分科会における議論】

4グループともにレビュー候補として挙げたのは、IFRS第3号「企業結合」であった。利用者からは、企業結合について十分に有用な情報が提供されていない、企業結合後の被買収企業の業績に関する開示がないなどの批判がなされた。作成者からは、開示の費用対効果が薄い、あるいはそもそも技術的に作成が困難な情

報の開示が求められているなどの指摘が あった。

次に、3 グループがレビュー候補として挙げたのが、IAS 第 19 号「従業員給付」、IFRS 第 8 号「事業セグメント」、IFRS 第 13 号「公正価値測定」であった。

IAS 第19号については、利用者サイドより、従業員給付に関する開示について、情報が不十分であり不適切であるなどの不満が寄せられた。作成者サイドからは、開示のためのコストが容認できないほど大きいなどの批判があった。

IFRS 第8号については、利用者サイドからの強い支持があった。企業間の比較可能性が欠如していること、セグメント間で共有資産、費用及びその他の項目がどのように配分されているかを理解するには情報が不十分であること、セグメント情報の分解表示が不十分かつ一貫性のないことなどに対する不満が寄せられた。一方で、IFRS 第8号の問題点は、マネジメント・アプローチという本基準の根本に関わるもので、今回のレビューの目的の範囲内で対処できるとは思われないとの意見があった。

IFRS 第13号については、主に作成者サイドより「金融資産・負債の公正価値評価について、レベル3の公正価値測定に関する開示の要求事項が詳細過ぎる。毎年このように詳細な開示が必要とは思われないことから、改善の余地が大きい。」、「金融危機への対応で開発された基準だが、金融危機が去った現在、企業に過大な負担を強いている。」などの声があった。

その他、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計 算書」、IAS 第12号「法人所得税」、IFRS 第2

<sup>3 2001</sup> 年に国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee ; IASC)が改組されて、IASBが設立された。2001 年以前にIASC によって開発された個別基準をIAS 第○号、2001 年以降 IASB によって開発された基準を IFRS 第○号と呼ぶ。また、IASC 時代に開発された解釈指針を SAC 第○号、IASB 時代に開発された解釈指針を IFRIC 第○号と呼ぶ。会計基準総体としての IFRS は、個別基準である IAS、IFRS、SAC、IFRIC より構成される。



号「株式に基づく報酬」について議論したグ ループもあった。しかし、これらの基準につい ては、今回の個別基準のレビューの対象とすべ きであるという強い意見は聞かれなかった。

 基本財務諸表:トピック1 「EBITDA 及び 通例でない項目又は発生の頻度が低い項目に 関する注記開示」

### 【背景と論点】

IASB は基本財務諸表に関するリサーチ・プ ロジェクトを進めている。本プロジェクトは現 在、基本財務諸表の中でも特に、「財務業績計 算書(純損益計算書)」及びキャッシュ・フ ロー計算書に焦点を当て、構造と表示内容に的 を絞って、どのような改善が可能か検討を行っ ている。その中でも重要な論点となっているの が、業績報告における比較可能性と柔軟性それ ぞれに対するニーズ間の対立である。

本セッションでは、特に EBITDA の定義及 び注記開示、非経常的又は一時的な損益の開示 について利用者、作成者の見解が求められた。 分科会では特に、利用者の実務における EBITDA の業績指標としての有用性、具体的 な利用法、作成者が EBITDA を開示する場所、 IASB として EBITDA を定義することの潜在 的なメリット、通例でない項目(unusual items) 又は発生の頻度が低い項目 (infrequently occurring items) の開示に当たって考えら れるアプローチについて議論された。

#### 【分科会における議論】

EBITDA は、業績指標として有用であると いう声が圧倒的であったが、一部には作成者の 定義のバラつきにより営業キャッシュ・フロー の代理指標としてはミスリーディングで危険で あるという懸念の声もあった。具体的な利用方 法としては、多くの利用者が営業キャッシュ・ フローの代理指標として利用している他、

キャッシュ・フローの予想をする際の出発点と している。

また EBITDA の開示場所としては、財務諸 表内で開示されているケース、財務諸表外の開 示であるケース双方があった。また、作成者も EBITDA を内部管理目的や KPI の1つとして 利用している。

EBITDA の一般的な定義は自明ながら、実 務上その計算にどのような項目が含まれるか は、作成者によって微妙に異なる。こうした微 妙な差異が企業間の比較可能性を低め、ミス リーディングな指標であるとの批判を呼んでい ることから、IASBが EBITDA を定義するこ とに関しては、比較可能性の向上、作成者や利 用者が調整を加える出発点、アンカーとして意 味があるなど好意的な意見が多かった。しか し、一部に懐疑的な意見もあった。また EBITDA の本表への表示を義務付けることに は慎重論が多く、必要に応じて注記において任 意開示することが適当との声が強かった。

通例でない項目又は発生の頻度が低い項目に 関しては、IASB が定義することについて賛否 が分かれた。こうした項目を発生頻度に基づく ルール主義ではなく原則主義のガイダンスを作 成するのが適当との声もあった。その一方で、 こうした定義に無駄な時間を使うべきではない という意見も聞かれた。

利用者からは、EBITDA 等のマネジメント による業績指標の表示・開示の義務付けにかか わらず、通例でない項目又は発生の頻度が低い 項目の開示を要求事項とすべきという声があっ た。また、開示すべき場所としては、財務業績 計算書本表ではなく注記とすべきという声が強 かった。

# 4. 基本財務諸表:トピック2:財務諸表の分解表示に関する有用性の改善

### 【背景と論点】

基本財務諸表プロジェクトに関する2番目のアジェンダは、基本財務諸表・注記における分解表示に関して、利用者・作成者のそれぞれの立場から、改善の余地、改善方法が議論された。特にIFRSベースの財務諸表に定型化されたひな型を導入することの是非について議論された。

利用者の立場からは、損益計算書上機能別に表示されている費用を、性質別にも分解表示して欲しいというニーズがある。費用全体の中で「その他の費用」が極めて大きい場合があり、この内訳を知りたいという強いニーズがある。また、一部の利用者からは、損益計算書の比較可能性を高めるために、定型化されたひな型を導入すべきとの声がある。

分科会では、機能別×性質別のマトリクス開示、「その他の費用」を分解表示するための閾値、基本財務諸表にひな型を導入する場合、その最大の効果を得るための方策について議論された。

### 【分科会における議論】

機能別×性質別のマトリクス開示は、「売上原価」、「一般管理費」、「販売費」など機能別に表示された費用科目を、それぞれ「最終製品・仕掛品在庫の変動」、「原材料費」、「人件費」「製品保証引当金」などの性質別の費用科目に分解してマトリクス化して、利用者に提供するものである。このアイデアに対しては、利用者からは支持する声が強かったが、作成者からは、一般的な標準原価計算のプロセスを反映した現行の大多数の会計システムの機能上、そのような分解は不可能である、との反対論が圧倒的であった。ただし、すべての費用項目について分解表示は不可能であると思われるものの、

いくつかの項目については分解表示できる可能 性があり、検討の価値があるとの指摘が あった。

大きな金額の「その他の費用」に関しては、 何らかの分解表示が必要ということでコンセン サスが得られたが、定量的な閾値を設定するこ とに関しては、否定的な意見が強かった。例え ば、定量的な閾値を設けて要求事項とすること には、規制上、監査上に問題があるのではない かという指摘があった。しかし、「その他の費 用 | が大きな金額になる場合の対処法について は、コンセンサスは得られなかった。定量的な 閾値ではなく、重要性に着目した原則主義的な ガイダンスの開発を主張する声がある一方、本 来重要性があるならば、IAS 第1号「財務諸表 の表示」に従って開示されているはずとの意見 があった。また、分解表示するよりは、なぜ 「その他」の金額が大きいのかという理由を注 記開示させてはどうかという提案があった。

業種別テンプレートの開発や最低限開示すべき項目を設定することに関しても、慎重論が目立った。「比較可能性と同質性を混同すべきではない。大企業は同じ業種に属していても、ビジネスモデルが大きく異なることがある。」という指摘や、「テンプレートが存在することにより、企業の創意工夫の余地がなくなる。」などの意見があった。

ただし、銀行、保険、産業(industrial)という大まかな括りでテンプレートを設けることには若干のサポートがあった。特に銀行については、例外的にテンプレートの開発を支持するとの声があった。また、スウェーデンのCMAC委員からは、「スウェーデンでは銀行以外のセクターでも、業種別テンプレートが効果的に機能している。これほど慎重論が多いのは驚きである。」との意見があった。



### 5. 共通支配下の企業結合 【背景と論点】

IFRS では、親会社 P の支配下にある子会社 2社(子会社 A、B)の企業結合について、会 計処理が明確ではない。その結果、その会計処 理は企業ごとにばらつきが見られ、比較可能性 が損なわれるため、このような取引が企業の財 政状態や業績にどのような影響を与えるかにつ いて投資家や規制当局が分析し、理解するのが 困難である。IASBは、このような共通支配下 の企業結合について、比較可能性や透明性を高 めて、投資家の理解の一助となるような要求事 項が開発可能かどうかを検討している。

具体的には、子会社 A が子会社 B を完全子 会社化するケースについて、Aに非支配株主 が存在する場合に、IFRS 第3号「企業結合」 を適用し、時価4を測定基礎として対象資産の 認識を行うべきか否かという点がポイントにな る。時価ベースでの認識を行わない場合は、共 通支配下における取引との性質を考慮し、簿価 引継法が選択肢となる。

本セッションの分科会では、買収側である子 会社Aの主な財務諸表利用者の情報ニーズに 着目する形で進められた。この場合の主な財務 諸表利用者としては、非支配株主、債権者、親 会社 Pという3つの主体が想定される。それ ぞれの立場について、時価情報、簿価情報のど ちらが有用かを中心に議論した。

### 【分科会における議論】

まず、子会社 A の非支配株主の視点に立つ と、時価を測定基礎として対象資産を認識すべ きという意見が多数であった。簿価引継法で は、企業結合後の非支配株主持分がその時点の 経済実態を反映したものとならないためであ る。また、親会社 P は子会社 A の非支配株主

の利益を尊重する義務を負っており、譲渡取引 は独立第三者間の原則で行われる必要がある。 このような背景が存在する以上、会計手続も時 価をベースに実施される必要がある。

また、非支配株主と貸手・債権者を区別する のは意味がなく、貸手・債権者の立場でも、時 価情報の方が有用であるとの指摘があった。合 併会社 A が被合併会社 B の負債に対して返済 義務を負う場合には、合併会社 A の貸手・債 権者にとって時価情報が有用になると考えられ るためである。

それに対して、作成者の一部には、誰が主な 財務諸表利用者であっても、簿価引継法を適用 すべきという意見もあった。IFRS 第3号及び 公正価値会計の適用には膨大なコストがかかる 上に、時価に基づく財務諸表に加えて、簿価引 継法による財務諸表も作成する必要があり、必 要以上に情報が複雑となって、かえって財務諸 表利用者を混乱させると懸念されるためであ る。また、公正価値測定の精度が不十分な場 合、非支配株主から訴訟を提起されるリスクを 懸念する声もあった。

財務諸表利用者が支配的株主(親会社 P)の 場合については、必要に応じて時価情報を取得 できるために、簿価引継法が適当であるとの意 見がほぼ一致した見解であった。また、非支配 株主がいない場合には、公正価値会計は禁じら れるべきであるとの指摘があった。この企業結 合は、親会社Pの連結グループ内での取引で しかなく、経済実態が変わるわけではないにも かかわらず、財務諸表の数字が変動するのはミ スリーディングであるためである。

<sup>4</sup> ここでは、「時価」という用語を「現在原価」、「公正価値」と区別なく使用する。

# 6. IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」

### 【背景と論点】

IFRS 実務記述書(Practice Statement: PS)第 1 号「経営者による説明(Management Commentary、以下「MC」という。)」<sup>5</sup> は、財務諸表利用者がIFRS に準拠した財務諸表をより良く理解するために欠かせない、経営者の目的や戦略等の非財務情報、記述情報を提供するための枠組みを示す強制力のない文書である(以下、同実務記述書を「MCPS」という。)。2010 年の MCPS 公表以降、非財務情報、記述情報の開示は大幅に充実してきた。その結果、現行の MCPS は、必ずしも時代にそぐわないものとなっている。そのために、2017 年 11 月 IASB は MCPS の改訂プロジェクトを立ち上げたところである。

MCは、財務諸表に関連して、財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを財務諸表利用者がより良く理解するために、どのような資源や請求権を有し、当期にどのような取引や事象が生じたかを、経営者による分析的視点から説明的に記述するものである。また、同時に長期的に企業価値を創造するための企業戦略と、目標達成に向けた当期における施策についても、経営者が利害関係者に伝達する機会を提供する。

### 【分科会における議論】

本セッションでは、MCに記載すべき、長期的な企業価値の創造に関わる企業の戦略、戦略の実施状況、将来の財務業績に与える企業戦略の影響等に関わるコミュニケーションについて議論された。

事業戦略とビジネスモデルに関して、より充

実したコメントを求める声があった。具体的には、自社がどのようにして価値創造を行っているのか、外部の競争環境と自社の事業への影響、M&Aに関する戦略、特に前期との比較で当期における事業戦略がどのように変化したかなどに関する記載の充実が必要との意見が寄せられた。

リスクについては、リスク全般に関する定型的な記載ではなく、主要なリスクの記述に集中すべきであるという意見や、その主要なリスクを緩和するための施策、会社のリスク選好とリスク資本の配賦に関連付けた記述が必要などの意見があった。また、リスクの過小評価を避けるために事業機会を関連付けるのではなく、はっきりと独立させて記載すべきとの声もあった。

足元の当期業績に関しては、セグメントごとの分析の重要性、特にセグメント別のバランスシート分析、会計基準の変更に伴う影響の重要性が指摘された。また、中長期戦略の対象期間についても議論がなされた。あまりにも長期の場合には将来予想の信頼性に問題が生じるために、超長期の戦略を記載するのは目的適合性に欠けるとの指摘があった。訴訟リスクや競争上の制約から、中長期的な将来予測や戦略の開示には自ずと限界があるとの指摘もあった。

それに対して、4~6年程度の中長期的な業績見通しと事業戦略の関係を分けて議論することはできないのではないかとの指摘もあった。また、より長期のビジネスモデルや戦略に関して確信が持てる場合にこそ、高いバリュエーションを与えることができるとの意見もあった。

<sup>5</sup> MC とほぼ同じ開示内容について、米国では、"Management Discussion and Analysis、MD&A)"という用語が当てられるために、MC を"MD&A"と呼ぶことも多い。また、我が国の有価証券報告書では「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」が MD&A に当たる。



### Ⅲ. おわりに

6月のCMAC-GPF 合同会議の後で、本稿で 触れた「開示に関する取組み:基準レベルのレ ビュー |、「IFRS 実務記述書第1号『経営者に よる説明』 に関して動きがあった。これらの 動きについて補足して、本稿の結びとしたい。

まず、「開示に関する取組み:基準レベルの レビュー に関しては、2018年7月に開催さ れた IASB ボード会議で、レビューの対象とし て、IAS 第19号「従業員給付」及びIFRS 第 13号「公正価値測定」を選定することを暫定 的に決定している。これらの基準が選ばれたの は、6月のCMAC-GPF 合同会議で、双方のメ ンバーから比較的強い支持が得られたことが主 な理由の1つであった。

一方、CMAC-GPF 合同会議では多くの支持 が集まった IFRS 第3号「企業結合」が却下さ れたのは、のれん及び減損プロジェクトの方向 性が明確になる前に IFRS 第3号を選択するこ とは、両プロジェクトに意味のない遅れをもた らす可能性があるとされたためである。また、 IFRS 第8号「事業セグメント」については、 6月のCMAC-GPF会議でも指摘されたとおり、 利用者の懸念の原因は基準における基本的なア プローチであるマネジメント・アプローチに関 連したものであり、個別基準レベルのレビュー の目的の範囲内で対処できるとは思われないと されたために却下された。

また、「IFRS 実務記述書第1号『経営者に よる説明』」については、2018年7月10日、 「マネジメント・コメンタリー諮問グループ (Management Commentary Consultative Group) | の設立が発表された。同諮問グルー プのメンバーは18名で、様々な国・地域の財 務諸表利用者、作成者、監查人、資本市場規制 当局、会計基準設定主体からなる。我が国から は、金融庁企画市場局企業開示課の藤岡由佳子 氏、日本証券アナリスト協会を代表してみずほ インターナショナルの上田亮子氏の2名が選ば れている。また、オブザーバーとして、欧州財 務報告諮問グループ(EFRAG)、欧州証券市 場監督局 (ESMA)、国際監査・保証基準審議 会 (IAASB)、証券監督者国際機構 (IOSCO) の4機関が参加予定である。

我が国でも 2018 年 6 月 28 日に公表された 「ディスクロージャーワーキング・グループ報 告-資本市場における好循環の実現に向けて 一」における提言の柱の1つが、経営戦略・ビ ジネスモデル、MD&A、リスク情報等の非財 務情報の充実であった。金融庁も同報告の提言 に従って、非財務情報充実のためのガイダンス を策定する予定であるが、IASB の「マネジメ ント・コメンタリー諮問グループ | に日本人委 員が2人も選ばれたことは、国内ガイダンスと 国際的なガイダンスの整合性確保の面からも大 きな意義があると考えられる。